「愛知県建築士サポートセンター」開設のご案内

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る申請手続き等をサポートします

令和4年6月公布の改正建築基準法・改正建築物省エネ法(以下、「改正法」)が令和7年4月から全面施行され、旧4号から新2号に移行する木造建築物等については、**建築確認手続きの見直し**や**壁量計算等の見直し**が行われます。 また、原則**全ての新築建築物等で省エネ基準適合が義務化**されます。

国土交通省では、市場への影響が大きいと見込まれる事項が盛り込まれている改正法の円滑な施行に向け、改正後の建築確認申請等の手続きや申請図書作成等について不明な点がある場合に、個別にサポートする体制を令和7年1月までに全都道府県において構築します。

愛知県内においては、(公社)愛知建築士会が令和7年1月20日(月)に「**愛知県建築士サポートセンター**」を開設し、受付を開始する予定です。



「4号特例が変わります」(国土交通省) (https://www.mlit.go.jp/common/001500388.pdf)を加工して作成

■「愛知県建築士サポートセンター」の概要 -

建設地が愛知県内にある建築物(構造・規模・用途を限定)を対象として、次のとおりサポートを行います。

費用	無料(申込書や申請図書等に係る通信費・送料等は申込者の負担)	
期間	令和 7 年 1 月 20 日(月)~令和 7 年 3 月 31 日(月) ※令和 7 年度も継続予定	
日 時	原則として毎週金曜日 午後 1 時~5 時 ※要事前申込	
場所	場 所 愛知建築士会内 会議室 (名古屋市中区栄二丁目 10番 19号 名古屋商工会議所ビル 9階)	
申込方法 建築士サポート申込書 Excel (右記 QR コードは閲覧用) をメールで事務局に提出		



※建築士サポート申込書は Excel のみ受付します。PDF や画像データは受付できません。

■サポート対象・

建設地が愛知県内にある次の①~④に掲げる建築物を対象として、確認申請の事前相談が可能な状態になるまでの添付図書や記載事項の有無の確認の他、構造(壁量計算など)や省エネ(仕様基準適合)についてサポートします。ただし、サポートは対象の申請図書等一式が提出された場合に限り実施し、ただし、各基準への適合性を確認するものではありません。※1案件についてのサポートは、希望するサポート内容が重複しない場合を除き1回のみとします。

	サポート内容	サポート対象建築物
1	新たに添付が必要となる図書等	建築基準法
	の種類及び記載方法	→対象は ③に該当 する建築物
2	新たに添付が必要となる図書等	建築物省エネ法
	の種類及び記載方法	→対象は ④に該当 する建築物
3	構造関係の確認申請図書の作成	建築基準法:壁量計算等の改正概要、設計支援ツールの参照先・
		使用方法、経過措置
		→対象は新 2 号の高さ 16m以下の木造建築物で、平家の延べ面
		積 200 ㎡超 300 ㎡以下又は 2 階の延べ面積 300 ㎡以下
4	省エネ関係の確認申請図書の作成	建築物省エネ法:省エネ仕様基準によるチェック方法・記載方法
		→対象は住宅(共同住宅を含む。)で延べ面積 300 ㎡未満

■サポートの流れ

事務局にサポートを申込み ※申込期限:原則サポート希望日前週の木曜日まで Step.1

サポート希望者は建築士サポート申込書に必要事項を記入し、その Excel データをメールで 事務局あてに提出してください。PDF や画像データは受付できません。

サポート受付確認/日程調整/サポート日時決定通知/申請書類・図面等一式提出依頼 Step.2

事務局が受付確認・日程調整後、サポート日時等決定通知書(申請書類・図面等一式の提出依頼含) を送付します。対象外の場合は、サポート対象外通知書を送付します。

Step.3 事務局に申請書類・図面等一式を提出 ※提出期限期限:サポート日の1週間前まで

申請書類・図面等一式(PDF データに限る。CAD データ不可。)を事前に事務局に提出

- ※提出された申請書類・図面等一式についてサポート対象かどうか確認します。その結果、サポート対象外と 認められる場合はメール等でその旨を連絡し、修正した申請書類・図面等一式を再提出していただきます。
- ※再確認の結果、対象と認められる場合はサポートを行いますが、場合によってはサポート日時を延期します。 対象外と認められる場合は原則としてサポートをキャンセルさせていただきます。
- ※サポート時には紙に印刷又はコピーした申請書類・図面等一式を必ず持参してください。 事前に提出された PDF データのみによる相談・サポートはできません。

サポート員によるサポートの実施 Step.4

持参された申請書類・図面等一式※についてサポート員がサポート(助言、指摘等)を行います。 サポートの終了後にアンケートへの回答を依頼します。

※事前提出 PDF データ不可、要出力

■サポートにおける主な注意事項 (申込書に記載された主な同意事項の抜粋) -

01.

改正法以外の規定に係る建築相談や確認 申請に係る図書作成につながらない相談 は対象外とします。

02.

記載内容の適否や算定方法の適否など、 確認審査業務に該当する対応は含みま

03.

サポートは具体的な計画への設計・コン サル業務としての関与や確認審査業務の 一部を担うものではありません。

04.

国等の開催する説明会・講習会への参加 又は講習会配信動画の確認及び改正法に 係る各資料の確認を行っていない相談者 は、サポートを受けられません。

05.

相談が集中した場合やその内容によって は、希望サポート日時から遅延する又は お断りする場合があります。

06.

サポートセンター等が取得した個人情報 はサポート対応のみに利用し第三者に提 供しません。

※申込書(Excel)は HP(https://www.aichishikai.or.jp/page/?id=53)をご覧ください。

※申込書に記載のある同意事項をよくお読みいただき、同意できる場合にサポートを行います。

お問い合せ先 | 平日 9:15~17:00

愛知県建築士サポートセンター事務局:(公社)愛知建築士会

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10番 19号 名古屋商工会議所ビル 9階

TEL: 052-201-2201(「建築士サポートに関する問い合わせ」とお伝えください)

FAX: 052-201-3601 / E-mail: support@aichishikai.or.jp

